

地域計画(案)

策定年月日	令和6年4月9日
更新年月日	令和7年6月30日 (第1回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	米原市 (252140)
地域名 (地域内農業集落名)	世継 (世継)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	69.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	69.3 ha
② 田の面積	63.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

区域内の水田は、個別経営農業法人2社と60歳以上の10人の農業者が農地中間管理機構を活用して全域を適切に保全管理されている。また、農業者が高齢或いは後継者がなく離農されていくことが想定されるが、個別経営農業法人が引き継いで水田の維持管理に努められることが期待できる。畠地については、集落周辺に約6ha、300筆の農地が広がり、従前は販売農家が大多数を占め季節の野菜を栽培され近郊の市場に出荷されていたが、現在は後継者は少なく、また離農されていく中、若干の販売農家と家庭菜園を営む地権者で辛うじて保全されているものの、今後は荒廃地が増えしていくことが懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水田は、農業法人が安定的かつ継続的に水稻および麦・大豆・野菜に集約して農地の保全に努めている。更に、区域内の全水田を計画的に作付けすることが可能となり、高度利用を図るため、暗渠排水や栽培適地とするために面積拡大を図って畠地化も進めいく。

栽培面積の拡大は、需要(変化)に応じた野菜の作付けが可能となり、機械化も導入して対応力が増していく。

現在、キャベツ・白ネギは継続的に栽培しており、今後10haまで面積拡大を目指している

当地は、冬場の降雪時雨の気象条件と近年の温暖化の傾向を考慮して、サツマイモ・スイカの新規作付けを進め、六次産業化を組み入れて加工技術を高めていきたい

安定的な農業経営を続ける農業法人では、規模拡大と新規作物の導入することで、若い農業者の受け入れや新規就農者の支援にも結び付く

畠地は、狭小な農地が広がって農業機械の進入もままならぬ状況であるので、狭くて小さい畠を合筆し、一定の面積まで広げ、集落周辺の農地を4つ区域に分けて農地の集積を図る。規模拡大を図った上で、機械力も導入し、果樹・根菜類の野菜や加工品を栽培する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構には既に9割の水田が認定農業者へ集積集約されており、将来的には10割に達する見込みを立てている。畠地については、現状の課題を解決するには農地の集積集約が必須で、そのためにも農地中間管理機構を活用して、畠地の担い手が安定的且つ効率的に農作業が可能となるよう地権者の理解を得て、豊かな農地の保全に努めていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	87 %	将来の目標とする集積率	87 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地は、当地の全域とする。但し、畠地については農地面積の約7割とし目標は集約・集積を目指すとする。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

畠地については地権者と農業組合組織が農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、畠地については段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、地権者の意向も考慮しつつ鋭意すすめしていく

(3) 基盤整備事業への取組

農地耕作条件改善事業等を行い、農地の保全を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

畠地においては、特に地域内から新規就農者の発掘を行うも、外部からの担い手も受け入れ幅広く人材を模索していく。

(5) 農業協同組合等の農業サービス事業体等への農作業委託の取組

無し

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

- ・「七夕の里よつき」を通じて、共同活動で農用地や用排水路、農道の保全管理をしている。
- ・農業用ドローンはすでに農業法人が導入している。
- ・減農薬減化学肥料栽培である環境こだわり農産物の生産を行っている。
- ・R6～7年に農業法人がブドウを20a植栽する予定である。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)					備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示		
	水稻等	57.4 ha	ha	水稻等	57.4 ha	ha				
	水稻等	2.8 ha	ha	水稻等	2.8 ha	ha				
計	0経営体		60.2 ha	0 ha		60.2 ha	0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。